

公 示

古物営業者の行政処分に関する聴聞

古物営業法第25条の規定に基づき、行政処分に関する聴聞を下記により行います。

令和7年 11月 17日

茨城県公安委員会

委員長 白川 洋子



- 1 聴聞期日
令和7年12月2日（火）午前 10時 00分から
- 2 聴聞場所
水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部2階意見の聴取室
- 3 被聴聞者
聴聞第 7 号